解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル

社団法人愛知県経営科学協会

代表清算人　田淵　一光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月十九日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年三月三十一日三重県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

三重県伊勢市宮町一丁目一〇番一四号

学校法人井上学園

清算人　井上　親行

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

兵庫県西宮市江上町三番四〇号

財団法人西宮市学校給食会

代表清算人　大喜多克雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年二月二十五日に神戸市議会議決を経て、国土交通大臣の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号

神戸市住宅供給公社

清算人　鳥居　聡

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

奈良県吉野郡川上村大字入之波二九二

財団法人入之波自治会

代表清算人　下西　昭昌

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

香川県さぬき市大川町富田中三四二四番地

財団法人さぬき市施設管理公社

代表清算人　渡邊　三洋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

高知市本町五丁目二番一八号

社団法人高知県私立幼稚園連合会

代表清算人　宮地　彌典

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

福岡市博多区東公園七番七号

財団法人福岡県学校保健会

清算人　松田峻一良

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

佐賀県佐賀市城内一丁目六番五号

佐賀県住宅供給公社

清算人　牟田　香

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

長崎県雲仙市小浜町雲仙三二〇番地

社団法人雲仙観光協会

代表清算人　石田　直樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

大分市大字光吉二一八一番地の二四

社団法人大分東歯科医師会

代表清算人　渡邉　隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

札幌市中央区南九条西一丁目一番二〇号

財団法人北海道都市職員福祉協会

代表清算人　赤渕由紀彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月十四日開催の理事会及び評議会の決議により平成二十五年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

北海道磯谷郡蘭越町昆布町二六番地

学校法人昆布大谷学園

清算人　金石　晃陽

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字前田二三番地

財団法人三陸教育施設運営会

代表清算人　西村　輝夫

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

福島県福島市中町七番一七号

社団法人福島県牛乳協会

代表清算人　二瓶　孝也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

千葉市中央区院内二丁目五番六号

財団法人千葉愛育会

代表清算人　日高　正和

解散公告（第二回）

当財団法人は、寄付行為により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

横浜市神奈川区白楽一〇九番地の一ニューライフ幼稚園内

財団法人ニューライフ学園

代表清算人　鎗田　聖一